

日産厚生会玉川病院の産後ケア利用規則(令和4年10月)

●玉川病院産後ケアについて

日産厚生会玉川病院産科(玉川病院産科)において、産後約1ヶ月半程度までの母(以下「利用者」といいます)とその乳児に対しケアサービスを提供し、利用者の心とからだの休息を図ったり、助産師からの育児支援を受けたりすることができます。

●産後ケアの種類とサービス内容

1. 玉川病院産科の産後ケアは、延長宿泊(分娩入院に引き続き宿泊)(以下「延泊」といいます。)、ショートステイ(宿泊)、デイケア(日帰り)、短時間デイケア(日帰りの3～4時間利用)があります。
2. 利用中は、授乳練習、乳房ケア、沐浴練習、育児指導、アロマケアなど、ご希望のケアを受けることができます。入所前日または当日にスタッフと相談し、スケジュールを組んでいきます。アロマケアに関しては、2泊3日以上の利用で1回、5泊6日以上の利用で2回受けることができます。
3. 病棟の状況により、希望する全てのケアやサービスを受けることができない場合がありますのでご了承ください。
4. 当院産後ケアは医療対象の入所ではありませんのでご了承ください。

●玉川病院産後ケアの利用時間

延泊	分娩入院に引き続きそのまま利用
ショートステイ	入所当日は13:30からの利用
デイケア	9:00～17:00の利用
短時間デイケア	日中の時間帯で3～4時間の利用

退所時間は原則17:00までとなりますが、お迎えの都合により最大20:00まで延長が可能です。

●利用申し込みについて

1. 玉川病院産科の産後ケアの利用申し込みをする場合は、利用前日午後0時までに玉川病院産科へ電話連絡を行い、利用希望であることを伝えます。利用2日前の病棟の状況により利用の可否が決まり、利用ができない場合は再度連絡をさせていただきます。
2. 産後ケア入所時に産後ケア利用に関する同意書に記入し、受理されると利用開始となります。
3. 利用期間は、それぞれ7日間程度までですが、病棟のベッドの空き状況により受け入れ可能な場合は、それ以上の日数の利用も許可できる場合があります。
4. 利用者が、利用の継続を希望する場合、または当初の利用予定期日以前に退所を希望する場合には、直接、継続または退所の申し入れをしてください。病棟の状況により申し入れを承ることができます。

●産後ケアの利用をお断りする場合

玉川病院産後ケアでは、次に掲げる場合において、利用をお断りしています。

1. 利用しようとする者に特定の疾患があるとき、もしくは特定の薬の服用があるとき。(薬の服用がある場合は利用者本人が管理し、処方どおりに服薬を行えるときに限り利用を認める。※詳細はお問い合わせください。)
2. 利用しようとする者または乳児が、発熱し、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。
3. 利用しようとする者が、予防接種後48時間を経過していないとき。
4. 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
5. 利用しようとする者が、飲酒している場合、または言動が著しく異常である場合、それ以外の場合であっても他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあると認められるとき。
6. 利用しようとする者が、玉川病院産科スタッフに対し不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。
8. 利用しようとする者が、暴力団員または暴力団等の関係団体、暴力団員が事業活動を支配する法人その他反社会的勢力の関係者であるとき。

●家族・きょうだいの利用について

感染予防対策のためご家族・きょうだいの利用は現在中止しております。

●食事について

1. 食事は玉川病院の配膳時間(朝食7:40、昼食12:00、夕食18:00)に配膳され、病室にて食べていただきます。
2. 利用者に食物アレルギーがあり、食品の除去が必要な場合、ご相談に応じます。除去を希望される場合には事前にお知らせください。ご利用料金に変更はありません。
3. 短時間デイケアには昼食・おやつは含まれません。

●面会(ガラス越し対面)について

1. 面会については玉川病院の感染対策に準じて対応しますが、産後ケア利用が5泊6日以上の利用者において、利用中1回のガラス越し対面ができます。対面はご家族の方で3名までとなります。

2. ご家族に発熱、風邪、または感染症の症状がみられる場合はガラス越し対面をお断りいたします。

●利用規則の遵守

利用者は、玉川病院内において、玉川病院が定めた利用規則に従うものとします。

●利用料金とお支払い

1. 利用料金は別表の表の通りです。お支払いは現金またはクレジットカード、せたがや子育て利用券にてお支払い下さい。領収書の再発行はできません。

《別表》産後ケア利用料金 ※他院分娩の方は料金が異なります。

1 日 20,000 円

延泊	1 泊 15,000 円
ショートステイ	初日 8,000 円、翌日から 1 日 15,000 円 他院分娩の方：初日 8,000 円、 翌日から 1 日 20,000 円 多胎の場合、1 日 5,000 円追加
デイケア	1 日 8000 円
短時間デイケア	3～4 時利用で 4000 円

※他院分娩の方は料金が異なります。

2. ショートステイ、デイケアを利用する場合は、入所時に新型コロナウイルス感染症に関する検査を行うため、別表の料金に加え、別途検査費用が必要となります。

3. 他院分娩の方は、当院が初診となるため、産後ケア利用にあたり初診料と選定療養費が別途必要となります。

4. 退所時間を延長し夕食が必要な場合は、1 食 1000 円にて準備することができます。

●お持込み品の取り扱い

利用者が、玉川病院内に持ち込んだ物品については、玉川病院の故意または過失により滅失、破損等の損害が生じた場合以外は、賠償いたしかねます。また現金及び貴重品についても、一切その損害を賠償いたしません。

●利用者の残置物の取り扱い

利用者が退所したのち、利用者の手荷物または携帯品が置き忘れられていた場合には、その所有者が判明したときは、当該所有者宛に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者に連絡がつかない場合、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、処分いたします。

●記録と秘密の保持

1. 玉川病院は、利用者のケアサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年度保管します。

2. 玉川病院は、利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則

としてこれに応じます。但し、保証人、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

3. 玉川病院とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者の了承を得て行うことがあります。

(1)適切なケアサービスのため、医療機関へ情報提供すること

(2)利用者の安全のため、適切な行政機関へ情報提供すること

4. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

●緊急時の対応

1. 玉川病院では、医師の診察が必要な場合、利用者は外来を受診していただきます。ただし、他院分娩の方はかかりつけの病院や救急対応の病院に受診していただくことがありますのでご了承ください。乳児は、昼間は当院小児科外来を、夜間休日は小児救急診療を行う病院を、ご家族付き添いの元、受診していただきます。また夜間休日に当院で対応可能な症状の場合は、当院で検査や処方を行います。小児科医の指示のもと産婦人科医が検査指示・処方を行います。

2. 乳児に関する受診費用は、一時的に自費にてお支払いが必要となりますが、後日保険証・乳児医療証の確認後、会計窓口にてご精算となります。都外在住の方は、領収書をお持ちになり、お住まいの市区町村の乳児医療費助成担当課に医療助成費の申請をしてください。

3. 受診の際の外出中のトラブルの責任は負いかねます。

4. 緊急時の受診以外の外出は基本的に認められません。受診等で外出の場合は外出届の記入が必要となります。

5. 外出後帰院された後は、感染拡大予防の目的で、基本的に自室にて過ごしていただくこととなります。

6. 13 ヶ月以内に当院での受診歴がなく受診する場合、別途選定療養費がかかります。

●新型コロナウイルス感染症に関して

1. 利用者または乳児、同居家族が、発熱や風邪症状がある、感染症等に罹患している場合や濃厚接触者にあたる場合は、一定期間※が経過した後に利用することができます。※詳細はお問い合わせください。

2. 利用者または乳児、同居家族が、新型コロナウイルスワクチン接種後 72 時間を経過していないときは利用できません。

●その他

公益財団法人日産厚生会玉川病院 医療安全管理規定、感染対策指針、防火および災害対策委員会規定災害対策マニュアルに準じて運営を行います。

不明点がありましたら、産科宛てにお問い合わせください。

日産厚生会玉川病院産科 代表 03(3700)1151